

## 販路拡大旅費補助金【ミニチャレンジ補助金】について

### 注意事項

- ・島根県外への出張が対象
- ・飲食費は対象外だが朝食代を含む宿泊代等、切り離すことが困難なものは対象とする
- ・販路拡大旅費補助金【ミニチャレンジ補助金】は各事業年度当たり1社1回とする

### 【事前提出物】

- ・販路拡大旅費補助金【ミニチャレンジ補助金】申請書（太枠部分を記入）

### 【事後提出物】

- ・旅費、宿泊費等の領収書コピー
- ・商談先・展示会のパンフレット、商談・展示会の写真（あれば）

### 【事後ヒアリング】

- ・商談結果等について後日ヒアリングを行います。
  1. 商談の相手（相手企業名、企業概要、業種、取扱商品、応対者等）
  2. 商談の内容（売込商品、展示商品、相手の反応等）
  3. 今後の展望、成果
  4. その他、商談に関する感想等
- ※Word やメール等、提出方法は問わない。

## 販路拡大旅費補助金【ミニチャレンジ補助金】Q&A

Q	A
任意団体でも対象者になりますか？	なります。
任意団体で課税義務がないですが、市税の滞納のない証明はどうしたらよいですか？	団体の代表者（個人）の証明書を取得してください。 市税等の滞納のない証明書は出雲市役所市民税課で取得できます。
補助金の振込みはいつになりますか？	商談会・展示会出展後に対象経費の領収書を提出し、補助金額を確定後、振込みます。
消費税は対象ですか？	対象外です。
出展する展示会への申込期限が補助金の交付決定前ですが、申込みは可能ですか？	商談会・展示会等へ出展する場合は、交付決定前でも申込み可能です。（申込みと同時に出展料の入金が必要な場合、その支払った金額についても対象経費と認めます。）
出展及び営業活動に伴う旅費（交通費、宿泊費）を削減するため、早期予約割引を利用したいのですが交付決定前に申込み及び支払は可能ですか？	早期予約割引は利用可能です。交付決定前でも対象経費と認めますが、交付申請書の「 <u>その他事項</u> 」に記入（ <u>支払済</u> ）のうえ、 <u>領収書を必ず添付してください。</u> 未記入及び領収書添付がないものは対象経費となりません。